

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅発印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
キルギス	道路維持管理機材整備場改善計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文	道路維持管理機材整備場改善計画に必要な生産物の購入	441,000千円 H32.7.31まで (H29.8.18)	H29.3.30 東京で (H29.8.18)	日本側 岸田文雄外務大臣 キルギス側 フラデアルダエフ外務大臣	H29.10.11 346号
キルギス	ピシユクオク一オシユ道路雪崩対策計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文	ピシユクオク一オシユ道路雪崩対策計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	4,288,000千円 H36.12.31まで (H29.8.18)	H29.3.30 東京で (H29.8.18)	日本側 岸田文雄外務大臣 キルギス側 エルラン・アラズベク外務大臣	H29.10.11 347号
キルギス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	227,000千円 H35.12.31まで (同日)	H29.8.15 ピシユクオクで (同日)	日本側 山村嘉宏在キルギス大使 キルギス側 アズベク・アラズベク外務大臣	H29.8.31 311号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。